

議案第 1 5 1 号

川崎市競輪場内売店使用条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市競輪場内売店使用条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 2 5 年 1 1 月 2 9 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市競輪場内売店使用条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

川崎市競輪場内売店使用条例の一部を改正する条例（平成 2 5 年川崎市条例第 4 7 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条及び第 6 条を改める改正規定中「1 0 0 分の 1 0 5」を「1 0 0 分の 1 0 8」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、売店の使用料について、消費税率及び地方消費税率の引上相当分の改定を行うため、この条例を制定するものである。